

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 2 年度 |
| 計画主体 | 山中湖村 |

山中湖村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 観光産業課
所在地 南都留郡山中湖村山中 2 3 7 - 1
電話番号 0 5 5 5 - 6 2 - 9 9 7 8
F A X 番号 0 5 5 5 - 6 2 - 0 8 2 7
メールアドレス sangyou@vill.yamanakako.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|-------------------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度 |
| 対象地域 | 山中湖村全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | | |
|--------|-------|------|------|----------------------------------|
| | 品目 | 被害数値 | | |
| | | 被害面積 | 被害金額 | 備考 |
| イノシシ | — | — | — | 食害 庭芝、ユリ根等掘り返しによる生活環境被害 |
| ニホンジカ | — | — | — | 食害(新芽、若芽) 車道への侵入による交通障害が頻繁に発生 |
| ツキノワグマ | — | — | — | 目撃情報 希に養蜂被害 スギ、ヒノキの皮剥ぎ |
| ニホンザル | — | — | — | 目撃情報 希に家屋侵入 |
| ハクビシン | — | — | — | 食害 家屋侵入による生活環境被害 |
| アライグマ | — | — | — | 家屋侵入による生活環境被害 |

当村における当該年度の被害は生活環境被害が主である。

(2) 被害の傾向

| 鳥獣の種類 | 生息状況 | 被害の状況と傾向 |
|--------|--|---|
| イノシシ | 村内全域 | <p>村内全域において、春季(4~6月)は、人家庭先へ侵入し芝の掘り返し被害、腐葉土、堆肥集積地等の掘り返し被害、夏季~秋季(7~11月)にかけては、農地でのトウモロコシ、いも類食害、人家庭先へ侵入し芝、ユリ根等の掘り返し被害が発生。</p> <p>生息数は減少傾向だが、被害の増減については堅果類の結実状況等、周辺の自然条件の変化や疥癬症に罹患した個体の増減によっても左右されるため、生息数と被害の増減は単純に比例しない。</p> |
| ニホンジカ | 村内全域 | <p>村内全域において、春季(4~6月)は人家庭先、道路脇等での芝食害、春季から夏季(5~8月)にかけては、農地においてトウモロコシ苗、インゲン食害が発生。山林内や人家庭先における樹木の新芽、若芽、樹皮、等の食害は年間を通じて発生している。</p> <p>生息数増加、生息域拡大後、高止まり。それらに比例し樹木や農作物への被害も増加後高止まりの傾向が続いていたが、僅かながら減少傾向に転じた。</p> <p>特に近年では人家周辺に留まる個体が増加、人慣れし、庭先での繁殖や頻繁に発生する交通障害(接触事故)等軋轢が絶えない。</p> |
| ツキノワグマ | 行動範囲が広い ため富士山や丹沢山系に生息する個体が 村内に出没 | <p>村内ハイキングコースや山間部別荘地等において夏季から秋季(7~9月)を中心に、目撃情報が寄せられる。出没については周期的変化があり、平成18、22、24、令和元年は目撃情報が多数寄せられ、目撃場所も人家周辺や交通量の多い道路周辺など多岐に及ぶ。希に養蜂被害や、空家の戸袋等に営巣した蜂を採食するための家屋被害、一部山林でスギ、ヒノキの皮剥ぎが発生。出没が多い年は人家周辺での目撃回数も増えるので、人身被害の発生も懸念される。</p> <p>村内に生息するというよりは生息(行動)圏内の一部に村内が含まれるといったほうが適切。</p> |
| ニホンザル | 村内に群れの定住はない | <p>村内住宅地周辺において、毎年数件の目撃情報が寄せられる(多くの場合は同一個体)。</p> <p>村内に定住する個体群は確認されておらず、周辺地域の個体群から離れた個体が出没し、希に人家に侵入するなどの被害が発生する。</p> |
| ハクビシン | 村内全域 | <p>村内全域において、夏季(7~8月)トウモロコシ食害が発生。また家屋(屋根裏)に侵入し、糞尿被害や安眠阻害などの生活環境被害も通年発生している。</p> |
| アライグマ | 村内全域 | <p>平成24年度から山中地区及び旭日丘地区の別荘地内で目撃情報が寄せられるようになり、家屋侵入等の生活環境被害が発生。</p> |

(3) 被害の軽減目標

| 指 標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|-------------------|---------------|--------------|
| イノシシ 被害量（額）減少 | 食害・生活環境被害 5件 | 食害・生活環境被害 0件 |
| ニホンジカ 被害量（額）減少 | 食害・生活環境被害 10件 | 食害・生活環境被害 0件 |
| ツキノワグマ 被害の未然防止 | 人身被害 0件 | 人身被害 0件 |
| ニホンザル 被害の未然防止 | 生活環境被害 0件 | 生活環境被害 0件 |
| ハクビシン 被害の未然防止 | 生活環境被害 4件 | 生活環境被害 0件 |
| アライグマ 被害の未然防止 | 生活環境被害 0件 | 生活環境被害 0件 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>◎捕獲による対策全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理捕獲 平成20年度から山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理捕獲を実施。平成23年度からは役場職員で鳥獣被害対策実施隊を結成。罠による捕獲は実施隊により実施。銃による捕獲は実施隊と猟友会により通年、村内全域で実施。平成26年度からは猟友会員も含め実施隊を組織し、通年、村内全域で各活動を実施。 ・有害鳥獣捕獲 緊急時等、必要性を考慮し実施隊により実施（主に捕獲檻使用）。加害個体を確実に捕獲するよう努め、必要以上の捕獲は行わない。 イノシシ、ニホンジカについては通年、管理捕獲を実施していることもあり、有害捕獲より防除の徹底を基本とした対策を実施。 | <p>観光地である当村では、主な被害が発生する春季から夏季にかけては繁忙期であり、銃による一斉管理捕獲が実施できないこともあるため罠捕獲で対応しているが、近年は生活環境被害や交通障害が通年発生するなど被害の形態も多様化しているため、対応方法の多様化や、効率化を図る必要がある。</p> <p>被害を受けている住民と受けていない住民の意識差が大きく、捕獲に対する理解が得られない住民からは捕獲者に対する苦情や不満が発生。</p> <p>近年増加している交通障害においては、深夜や早朝、即時の対応が求められることもあり、対応者の負担が増加。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>○イノシシ</p> <p>管理捕獲実施。通年、実施隊、猟友会により村内全域において銃、罾を使用し捕獲。夏季は主に罾による捕獲。</p> <p>近年増加していた疥癬に罹患した個体は通報が入り次第速やかに捕獲。</p> <p>平成 30 年度捕獲実績 10 頭</p> | <p>猟友会にとっては最も捕獲価値、利用価値が高い対象。近年は個体数が減少し、利用価値の高い狩猟期間での捕獲が推奨される。そのためにも、被害が発生した場合は各現場に応じた防除指導を的確に行うことが必要不可欠。</p> |
| <p>○ニホンジカ</p> <p>管理捕獲実施。通年、実施隊、猟友会により村内全域において銃、罾を使用し捕獲。夏季は主に罾による捕獲。</p> <p>住宅地への侵入、交通障害等を引き起こした個体については通報が入り次第実施隊が捕獲または追い払い。</p> <p>平成 30 年度捕獲実績 40 頭</p> | <p>人慣れし、住宅地、別荘地の中に生息拠点を移した群れや個体が増加し、銃器を使用した捕獲が不可能。</p> <p>周辺の山林で大規模な伐採が繰り返され結果的に生息数や生息域の拡大を助長し、捕獲しても一向に減少しないというジレンマが捕獲者の中に発生。県や他県も含む周辺市町村と連携し生息環境管理と捕獲を同時に広域的に推し進める必要がある。</p> |
| <p>○ツキノワグマ</p> <p>行動が広範囲に及ぶため、目撃情報、現地調査を基に捕獲が必要か検討し、必要と判断した際は、実施隊が自動通報装置を装備した捕獲檻設置により捕獲。</p> <p>緊急を要する場合は、銃器による捕獲も実施。近年増加している住宅地周辺での緊急捕獲の際は、麻酔銃使用許可者と連携するための体制作りも行っている。</p> <p>捕獲後は、個体の状態により駆除または放獣を実施。</p> | <p>必要以上に恐怖心を抱いたり、熱烈な保護、愛護を訴えたり等、住民の意識差が最も極端に現れる。被害防止や適正な捕獲・放獣遂行のためには生態等を周知し、より正しく認識してもらうことが必要。</p> <p>放獣に関しては、住民感情、広大な行動範囲をカバーできる自然環境の喪失、放獣された個体の再出没(平成 22 年度は近隣市町村で放獣された個体が村内住宅地、別荘地に連日出没)等、課題が山積している。</p> |
| <p>○ニホンザル</p> <p>村内に群れの定住はなく、単体が年に数回目撃される程度なので捕獲には至らない。</p> | <p>群れを定住させないよう実施隊により徹底した追い払いを行っているが更なる効率化を検討。</p> |
| <p>○ハクビシン</p> <p>住民からの通報により、必要に応じ、実施隊が小型捕獲檻を設置し捕獲。</p> | <p>家屋に侵入したものについては捕獲檻の設置場所や誘引物の選定により捕獲効率を高めることができるが、農作物に被害を発生させるものについては捕獲効率が低い。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>○アライグマ</p> <p>平成 24 年度から目撃情報、家屋侵入による生活環境被害が発生。通報が入り次第、実施隊が小型捕獲檻を設置。生息域拡大防止のため個体数に応じた捕獲実施、根絶を図る。</p> | <p>侵入が懸念される別荘地では、夏季以外は所有者が不在であることが多く、被害発生から通報まで時間差が生じるおそれがあり、別荘管理者との連携を図る必要がある。</p> |
|--|--|---|

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|----------------------|---|---|
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <p>◎防護柵の設置等に関する取組全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置 <p>家庭菜園を中心とする小規模な耕作地が点在する農地形態、本来緩衝帯となるべき里山林縁に別荘地が点在している村内の現状から、農地と山林、集落と山林との境界部分に広範囲に防護柵を延長させることが困難であるため、住民個々の防除に対する意識を高め、対象鳥獣の生態、防護柵設置後の管理の重要性等の説明を行い、各現場に沿った対応をしながら、自主的な防護柵設置を勧奨している。</p> <p>花の都公園においては、醸造用ぶどう栽培地、花き・野菜類圃場に電気柵設置（800m・400m）。</p> ・ 追い払い活動 <p>人慣れし、住宅地、別荘地の中に生活拠点を移したシカに対し実施隊により実施。</p> <p>ニホンザルの目撃情報が寄せられた際、定住、群れの誘引を阻止するため実施隊により実施。</p> ・ 普及啓発 <p>鳥獣害対策住民説明会を実施し、鳥獣の生態及び実演を含めた被害対策技術の説明を行う。</p> <p>被害発生現場においては被害状況、対象鳥獣ごとに現状に沿った対応策の指導、説明を実施。</p> | <p>従来、農作物への食害はイノシシによるものがほとんどであったが、近年は、同一箇所シカやハクビシンの食害も発生、複合的な防護柵設置の必要がある。</p> <p>被害の形態が、農作物への食害から生活環境被害にまで及んできているため、物理的な防護柵設置のみでは対応できないケースが発生。</p> <p>家屋敷侵入による庭の掘り返しや植木への食害が増加、効果的な防護柵の設置が困難なケースが発生。</p> <p>中山間地域総合整備事業や耕作放棄地解消対策などで複数所有者の農地を広範囲に囲う場合は、所有者の合意のもと、効果的な設置が必要。</p> <p>効果的な追い払いを実施するためには、目撃情報の提供や追い払い行為への理解など、被害に対する意識の格差によらない対象地域住民の協力が必要であり、周知や啓発を行いながら意識の統一を図り、地域と協力しあう体制づくりが必要。</p> <p>個々の取り組みから地域の取り組みへと発展させ、より効果的で広域的、継続的な被害防止対策へとステップアップしていくことが必要。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○イノシシ</p> <p>当初から被害が発生している地域においては防除意識が根付いているので自主的な防護柵設置が行われている。</p> <p>被害発生頻度の高い地区では物理柵と電気柵を組み合わせるなど複合的な防護柵設置が自主的に行われている。</p> | <p>被害の増減に周期があるため、被害増減に左右されない防除意識の恒常的な維持が必要。</p> <p>家屋敷侵入による庭の掘り起こし被害に対して、効果的な防護柵の設置が困難となるケースがある。</p> |
| <p>○ニホンジカ</p> <p>当初、イノシシの被害が発生していたところにニホンジカの被害が新たに加わる形態となったところが多く、既存の物理柵のかさ上げを行うなどで自主的に対応。</p> <p>樹木に対する被害については、テープや茅の巻きつけで対応。</p> <p>人慣れした個体や住宅地を生息拠点とした個体の増加に対し棲み分けを図るため、実施隊による追い払いを実施。</p> <p>多発する交通障害については関係機関と連携し、注意看板設置や広報等により啓発を実施。</p> | <p>家屋敷侵入による植木への食害が多発、効果的な防護柵の設置が困難となるケースがある。</p> <p>追い払いを行っても住宅地内を周回し、山林内へ逃走しない。</p> <p>追い払いに際しての地域住民の協力や組織化による人員確保を推し進めていく必要がある。</p> |
| <p>○ツキノワグマ</p> <p>人身被害防止のために近隣市町村も含めた目撃情報の収集を積極的に行い、それに基づき目撃地周辺のパトロールや周知活動を実施。</p> <p>餌付けや人慣れを進めないようにするため、生ごみの適切な処理やハイカーのごみ持ち帰り、山林内作業時における燃料等人工物の確実な撤去啓発を実施。</p> <p>近年は人慣れしたと思われる個体が住宅地周辺で頻繁に目撃されることもあり、速やかに現地に赴き追い払いを実施。</p> | <p>山林内に点在する別荘地内での出没が多い傾向があり、別荘管理者と連携して情報の共有やパトロールの実施などを行い事故防止に努める必要がある。</p> <p>行動範囲が広いので、目撃情報や放獣の状況などについて近隣市町村と情報の共有化を行うことが必要。</p> <p>近年はくくり罠にかかった放置個体や捕獲残渣に誘引されることも懸念される状態。村内では基本的にくくり罠の設置は行われていないが、近隣市町村では年々設置が増加している状況なので啓発が必要。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>○ニホンザル 定住、群れの誘引を防ぐため、目撃情報を基に実施隊による追い払いを実施。</p> | <p>目撃通報後、現場で個体を確認できないケースがあることや、人員不足による効果的な追い払いが実施できないことがあり、地域住民の協力や組織化による人員確保を推し進めていく必要がある。</p> |
| <p>○ハクビシン 農作物への食害に対しては、物理柵と電気柵を組み合わせた防護柵の設置が自主的に行われている。 家屋への侵入については、現地を調査し侵入路の把握を行い、遮蔽するなどして物理的に侵入を阻止する方法が自主的に行われている。</p> | <p>家屋侵入による生活環境被害に関しては、別荘などの不在家屋では被害や痕跡の発見が遅れる等、対策が後手に回ることがあり、別荘管理者とも連携を図り被害や痕跡の早期発見に努める必要がある。</p> |
| <p>○アライグマ 平成 24 年度から目撃情報、家屋侵入による生活環境被害が発生。村内で生息を確認した際迅速に対応できるよう、特に別荘管理者を中心にパンフレットを配布するなど啓発を実施。</p> | <p>家屋侵入による生活環境被害に関しては、別荘などの不在家屋では被害や痕跡の発見が遅れる等、対策が後手に回ることがあり、別荘管理者とも連携を図り被害や痕跡の早期発見に努める必要がある。</p> |

(5) 今後の取組方針

～恵み豊かな生息環境、棲み分け、狩猟以外の捕獲ゼロを目指して～

◎個体数管理

○管理捕獲

- ・山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、対象鳥獣の計画的な管理捕獲を実施する。
- ・計画的な管理捕獲実施のために、より正確な生息状況、被害状況等を把握するデータベースを構築する。
- ・近隣市町村と連携した広域的な管理捕獲を実施する。

○有害鳥獣捕獲

- ・人身被害防止や生活環境被害防止のため、状況に応じた有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・有害鳥獣捕獲は必要最小限度とし、捕獲と並行した防除、生息環境管理の推進、普及啓発を行う。

○捕獲者育成

- ・捕獲、追い払いを計画的、効果的に実施するため鳥獣被害対策実施隊の活動をより推進し、猟友会と連携しながら捕獲者の育成にも繋げる。

◎生息環境管理

○森林整備

- ・植林後、放置された森林の間伐を促進し、豊かな植生の回復を図る。
- ・伐採地では、森林所有者等に、一時的に林床植生が餌場とならないよう管理を働きかける。
- ・広葉樹を中心とした森林の計画的造林を推進する。
- ・行政各部署が連携し、森林内での建設工事等の際には生息環境からの観点も考慮する。
- ・長期的視野に基づく鳥獣の生息圏、行動範囲を考慮した環境整備の推進のため、近隣市町村との広域的な連携を図る。

○緩衝帯整備

- ・林縁部に点在する耕作放棄地の解消を推進し、防護柵の整備と併せて生息域との境界明確化を図る。
- ・本来緩衝帯となるべき林縁部に点在する別荘地内においては、定期的、長期的に追い払いを実施する。

◎被害防除

○普及啓発

- ・説明会、広報、現地指導等を通じ、鳥獣の生態等に関する正確な知識の普及に努め、それに基づく効果的な自主的防除技術の推進を図る。
- ・捕獲のみに頼らず、地域住民が自ら考え、被害防除を実行する意識の啓発に努め、地域内での意識格差減少を図る。

○棲み分け

- ・定期的、長期的な追い払いの実施、生ごみの適正な処理や山林内での人工的誘引物の除去を徹底し、人慣れした個体を発生させない。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| | |
|--|---------------------------|
| 猟友会管理捕獲等従事者 39名 (村内在住者 24名 村外在住者 15名 R1 現在) | ・管理捕獲 ・有害鳥獣捕獲 |
| 山中湖村鳥獣被害対策実施隊 37名 (役場職員 8名 猟友会員 29名 R1 現在) | ・管理捕獲 ・有害鳥獣捕獲 ・追い払い |

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--|-------------------------|---|
| 令和2年度 | イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ | ・生息状況や捕獲状況をふまえ、必要に応じ捕獲機材を導入。既存機材についても整備、修繕等を実施。 |
| | ニホンザル | ・前年度の結果をふまえ、必要に応じ追い払い用具導入。 |
| | ハクビシン アライグマ | ・生息状況や捕獲状況をふまえ、必要に応じ捕獲機材を導入。 |
| 令和3年度 | イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ | ・生息状況や捕獲状況をふまえ、必要に応じ捕獲機材を導入。既存機材についても整備、修繕等を実施。 |
| | ニホンザル | ・前年度の結果をふまえ、必要に応じ追い払い用具導入。 |
| | ハクビシン アライグマ | ・生息状況や捕獲状況をふまえ、必要に応じ捕獲機材を導入。 |
| 令和4年度 | イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ | ・生息状況や捕獲状況をふまえ、必要に応じ捕獲機材を導入。既存機材についても整備、修繕等を実施。 |
| | ニホンザル | ・前年度の結果をふまえ、必要に応じ追い払い用具導入。 |
| | ハクビシン アライグマ | ・生息状況や捕獲状況をふまえ、必要に応じ捕獲機材を導入。 |
| ◎捕獲する担い手の育成・確保等について <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に役場職員による鳥獣被害対策実施隊を設置。長期的視野に基づき、隊の活動を通じ、隊員の捕獲技術向上や対象鳥獣を含めた自然環境全般における知識の習得を図る。 ・捕獲する担い手の確保が厳しい現状をふまえ、猟友会と鳥獣被害対策実施隊が連携し、捕獲効率向上や普遍化に向けた知識と技術の習得に努め、少人数や少ない労力での捕獲技術普遍化と捕獲効率向上を図る。 ・捕獲のみに頼らず、生息環境管理や防除を捕獲者自らが同時に推進、実施し、多角的視野を習得、それにより改めて自然環境全体からみた捕獲の必要性を住民にアピールし、捕獲への理解と参加を促す。 | | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方

◎捕獲計画全般

○調査に基づく計画的な捕獲を実施し、将来的には狩猟による捕獲以外の捕獲が必要なくなることを目標とする。

(1) 調査・現状把握

被害地及び周辺環境の調査を実施し、被害を発生させている個体(群)を特定し、生息状況、加害圧等を把握する。捕獲数決定の基礎となる生息数、被害発生個体の特定について、より正確に把握するため、センサーカメラや、ドローン+サーマルカメラ等の導入も検討する。平成29年度から、東京大学富士癒しの森研究所と連携しセンサーカメラによる各地点における月ごとの野生動物の撮影データの提供を受けている。

(2) 捕獲数決定

調査に基づき把握した状況から必要と思われる捕獲数を決定。

(3) 捕獲方法選定

周辺環境、安全確保に配慮し、最も効率的かつ安全な捕獲方法を選定。

(4) 捕獲実施

計画に基づく捕獲を遂行。状況に応じ、必要であれば捕獲方法等の変更も行いながら、安全、確実な捕獲を実施。

(5) 検証

捕獲個体や捕獲後の周辺環境について検証を行い次回の計画に反映。

◎捕獲実績（管理捕獲・有害鳥獣捕獲）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| イノシシ | 10 | 10 | 10 |
| ニホンジカ | 40 | 40 | 40 |
| ツキノワグマ | — | — | — |
| ニホンザル | — | — | — |
| ハクビシン | — | — | — |
| アライグマ | — | — | — |

◎対象鳥獣

○イノシシ

村内全域に生息し、被害も村内全域で発生しているが、高い狩猟圧と近年の疥癬症流行により生息数は年々減少傾向にあり、狩猟期間以外では食味も極端に落ちることなど捕獲個体の有効活用の観点からも狩猟による捕獲以外の捕獲数は必要最小限の設定とし、今後は生息数、生息状況等をふまえながら生息環境管理と防除により重点を置く。

個体数の増減によらず被害の発生状況には周期的変化があるので、加害個体については確実に捕獲を行う。

○ニホンジカ

村内全域に生息し、被害も村内の住宅地から山林内にまで広く発生し、個体数、被害発生数は増加後、高止まり傾向が続いていたが、僅かながら減少に転じている。

従来は季節的移動により、冬季狩猟期間内は富士山系の個体は静岡県側、丹沢山系の個体は神奈川県側への移動があったが、現在は冬季も村

内に留まる個体が増加したため、通年、実施隊と猟友会による捕獲を実施、また、県や吉田恩組が事業主体となる捕獲も実施しているので、それらをふまえた捕獲数設定とする。

○ツキノワグマ

村内に生息するというよりは生息行動圏内に村内を含むといったほうが適当で、主に富士山系、丹沢山系に生息する個体が村内に出没する。

出没には周期的変化があり、近年では平成 18 年度、平成 22 年度、平成 24 年度、令和元年度に出没が多く、平成 18 年度に 4 頭捕獲（うち 3 頭放獣）平成 24 年度は 1 頭捕獲（放獣）している。

捕獲については、人身被害発生や、同一個体が住宅地周辺に頻繁に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において必要最小限の捕獲数設定とし、捕獲後は基本的に放獣実施、状態によっては駆除を実施する。

○ニホンザル

村内に生息する個体群は存在しないが、単体の出没により毎年数回を目撃情報が寄せられる。

基本的には捕獲より徹底した追い払いを実施し、なお執拗に出没を繰り返し農作物や生活環境被害を発生させた場合には捕獲を検討する。

○ハクビシン

村内全域に生息し、主にトウモロコシなどへの農作物被害や家屋侵入による生活環境被害を発生させている。

被害発生時に必要最小限の捕獲数を設定し、加害個体の確実な捕獲を行う。

○アライグマ

平成 24 年度から目撃情報や被害、捕獲実績が発生、近隣の例からの生息好適地（別荘地）が村内にも多数点在しているので、対策が後手に回らぬよう県の捕獲計画に基づいた捕獲措置を積極的に実施する。

繁殖力や適応力に優れていることや、全国的な例から実際の生息数が目撃数を大幅に上回ることが懸念されるので、目撃情報が寄せられた場合は捕獲数を目撃情報より多く設定し、周辺一帯での捕獲を行う。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等（管理捕獲・有害鳥獣捕獲） | | | | | |
|--------|---------------------|------|---------|------|---------|------|
| | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | |
| | 管理捕獲 | 有害捕獲 | 管理捕獲 | 有害捕獲 | 管理捕獲 | 有害捕獲 |
| イノシシ | 10頭 | — | 10頭 | — | 10頭 | — |
| ニホンジカ | 60頭 | — | 60頭 | — | 60頭 | — |
| ツキノワグマ | 必要最小限 | | 必要最小限 | | 必要最小限 | |
| ニホンザル | 追い払い | | 追い払い | | 追い払い | |
| ハクビシン | 被害相応数 | | 被害相応数 | | 被害相応数 | |
| アライグマ | 目撃数以上 | | 目撃数以上 | | 目撃数以上 | |

捕獲計画数は県の計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。

捕獲等の取組内容

◎取組内容全般

- ・狩猟と許可捕獲の差別化、明確化を図り、生息状況、被害状況等の調査に基づく計画的、効果的な捕獲を実施し個体数調整を行う。
- ・許可捕獲においては目的の明確化、共有化を図り、安全管理の徹底等、ガバナンス強化に取り組む。
- ・対象鳥獣の生息状況、生息範囲を調査し、必要であれば周辺市町村と連携して広域的な捕獲を実施する。
- ・緊急時に迅速な対応ができるよう、各関係機関との連携を密にし、連絡体制を整える。
- ・鳥獣被害対策実施隊と猟友会が連携し、更なる捕獲技術の向上を目指し捕獲データの収集、分析を行う。

| 対象鳥獣 | 主な捕獲手段 | 捕獲実施時期 | 捕獲場所 |
|--------|---------------------------------|------------|----------------|
| イノシシ | 自動通報装置付箱罠 銃器・猟犬等使用 | 通年 | 村内全域 |
| ニホンジカ | くくり罠 銃器・猟犬等使用 | 通年 | 村内全域 |
| ツキノワグマ | 自動通報装置付罠 (ドラム缶式) 銃器・猟犬等使用 | 必要時 緊急時 | 出没地周辺 被害発生地 |
| ニホンザル | 追い払い | 出没時 | 出没地 |
| ハクビシン | 小型捕獲檻 | 必要時 | 被害発生地 |
| アライグマ | 小型捕獲檻 | 必要時 | 目撃地周辺 |

○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・すでに実施隊員の多くが所持しているため、新たな計画はなし。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|-------|
| 山中湖村 | ハクビシン |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ ニホンジカ | 既存防止柵の効果を検証し、応用や改良等を行い必要箇所に整備 | 既存防止柵の効果を検証し、応用や改良等を行い必要箇所に整備 | 既存防止柵の効果を検証し、応用や改良等を行い必要箇所に整備 |

(2) その他の被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|--|--|
| 令和2年度 | イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン アライグマ | ○普及・啓発 ・村広報紙への被害対策防止技術等の掲載 ・被害防止対策住民説明会の開催 ・ハイキングコース等山林入口へ看板設置 ○生息環境管理 ・間伐、広葉樹植栽の勧奨 ・耕作放棄地解消推進 ○棲み分け ・追い払い活動（ニホンジカ・ニホンザル） |
| 令和3年度 | イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン アライグマ | ○普及・啓発 ・村広報紙への被害対策防止技術等の掲載 ・被害防止対策住民説明会の開催 ・ハイキングコース等山林入口へ看板設置 ○生息環境管理 ・間伐、広葉樹植栽の勧奨 ・耕作放棄地解消推進 ○棲み分け ・追い払い活動（ニホンジカ・ニホンザル） ○その他現状により必要な活動を実施 |
| 令和4年度 | イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン アライグマ | ○普及・啓発 ・村広報紙への被害対策防止技術等の掲載 ・被害防止対策住民説明会の開催 ・ハイキングコース等山林入口へ看板設置 ○生息環境管理 ・間伐、広葉樹植栽の勧奨 ・耕作放棄地解消推進 ○棲み分け ・追い払い活動（ニホンジカ・ニホンザル） ○その他現状により必要な活動を実施 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---------------|------------------------------|
| 山中湖村 | 情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行 |
| 富士吉田警察署 | 現場での指示・住民誘導等 |
| 富士五湖猟友会山中湖分会 | 追い払い・捕獲実施 |
| 山中湖村鳥獣被害対策実施隊 | 追い払い・捕獲実施 |

(2) 緊急時の連絡体制

住民等→山中湖村（富士吉田警察署）→富士吉田警察署（山中湖村）
→山中湖村鳥獣被害対策実施隊→富士五湖猟友会山中湖分会→山梨県

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲個体は原則的に回収し、利活用もしくは焼却処分する。回収困難地等やむを得ない場合は周辺に影響のないよう埋却する等適切に処理する。
- ・捕獲個体の状態や周辺への影響等を考慮し、状況によっては放獣を実施する。
- ・アライグマについては焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・ニホンジカについては平成29年度から食品加工し利活用している。
- ・村内で収穫された農産物等と併せブランディング（ヤマメシブランド）。
- ・令和元年度はカレー、ソーセージ、ジャーキーの3品目を販売。
- ・処理加工委託先：ふじさんジビエ（富士吉田市）
- ・年間処理頭数：20頭
- ・銃器を使用した捕獲が主な当村においては、現状、国、県が提唱する適正生息頭数目標達成のための積極的な捕獲と利活用という捕獲現場サイドとしては両立困難な課題をクリアするために分業化を行い、捕獲活動に支障が出ず、利活用される個体の質を下げないだろうと想定される処理頭数を設定している。また、今後についても、計画どおり捕獲が進めば資源としての個体も減少していくので、処理加工施設に過大な投資やそれによる負担をかけないように慎重に取り組み、持続可能なサイクルの構築に努める。
- ・その他、学術研究等への利用申し出があれば提供する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

| | |
|-----------------|--|
| 被害防止対策協議会の名称 | 山中湖村鳥獣害防止対策協議会 (事務局：山中湖村役場観光産業課) |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 山中湖村 | 計画全体の総括 被害状況等のとりまとめ 協議会事務局 |
| 山中湖村農業委員会 | 農業者からの意見集約 |
| 富士五湖猟友会山中湖分会 | 有害鳥獣捕獲 鳥獣生息・活動状況等の情報提供 |
| 山中湖村鳥獣被害防止対策実施隊 | 被害状況の把握 被害防止啓発 被害対策（追い払い等） 有害鳥獣捕獲 |
| 鳥獣害防止技術指導員 | 被害防止指導 |
| 鳥獣保護管理員 | 鳥獣生息・活動状況等の情報提供 |
| 鳥獣被害防止集落リーダー | 被害防止活動 |
| 富士・東部林務環境事務所 | 林業分野に関する技術的助言 |
| 富士・東部農務事務所 | 農業分野に関する技術的助言 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|---------------|---------------------------|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 山梨県総合農業技術センター | オブザーバー (侵入防止柵等に関する助言) |
| 山梨県環境科学研究所 | オブザーバー (被害対策方法等に関する助言) |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

◎設置の背景と目的

狩猟者の高齢化、狩猟免許新規取得者の減少や、銃刀法の改正による資格保有者の未更新による狩猟者の減少などの現状をふまえ、将来を見据え、確実な鳥獣被害対策活動継続のため、若手役場職員により山中湖村鳥獣被害対策実施隊を結成。

◎隊の構成

隊長1名・副隊長1名・隊員35名（平成30年度現在）

◎活動方針

(1) 知識・技術の習得

被害発生時の調査や捕獲、追い払い活動などの実践を通じて、生息環境全般をも含めた鳥獣に対する正しい知識と、効果的で確実な捕獲方法の習得に努める。また、村内での活動はもとより、他市町村の協力猟友会と連携した実践研修等を行い、様々な環境下、条件下での活動方法を習得し、将来必要とされる広域的な活動に備える。

(2) 普及・啓発

活動を通じて習得した実践的経験に基づく正しい知識の普及に努め、被害対策への個々の意識啓発につなげる。

(3) 捕獲者育成

捕獲と同時に生息環境管理や防除に対する取り組みを積極的に推進、実践し多角的視野を習得、そのうえで自然環境全体からみた捕獲の必要性をアピールし、捕獲への参加と理解を促す。

捕獲者は一朝一夕に育成できるものではなく、また捕獲技術の習得スピードには相当な個人差があるので、捕獲に必要な多くの要素が学習できる巻狩り方式による一斉管理捕獲を原則毎週水曜日に実施。活動を通じ育成を図り、新規隊員には単発的な参加者意識から継続的な当事者意識への意識付けを行う。

(4) 捕獲技術の普遍化

活動を通じ、簡素で小労力、より安全で確実な捕獲技術に関する研鑽を行い、捕獲技術の普遍化に努める。

(5) 活動の広域化

捕獲者減少や有害鳥獣の生息域拡大などに伴い、将来的には広域での対策が予測される。活動や研修を通じて習得した知識と技術を基に、広域的な捕獲活動への従事や、必要があれば捕獲者減により対応困難な他市町村への協力活動を積極的に行っていく。

(4) その他の被害防止施策の実施体制に関する事項

今後の状況により、広域での連携対策協議会等が予測されるため、対応や実施方法などについて検討する。

9. その他の被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。